

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全 国 歯 報



第72号
2013.4

第 7 2 回 通 常 組 合 会

平成25年度事業計画案・予算案を承認

役員等の任期、役員等の定数などの機構・制度の見直し、組合員の被保険者資格の確認調査について報告

平成25年3月26日（火）午後1時より、中野サンプラザにおいて第72回通常組合会が開催された。横山理事長のあいさつの後、報告事項では組合運営の合理化・効率化及び法令遵守体制の整備、法人改革への対応等を目的に、全国歯の機構・制度の見直しが報告された。この見直しで規約の改正を必要とする役員等の任期等に係る事項については、議事において可決承認された。

会計検査院から厚労大臣に対して、組合員の被保険者資格の是正改善の処理要求を受けて実施される組合員の被保険者資格の確認調査について、実施方法や確認書類等について報告があり、質疑応答の後、了解された。

続いて議事に入り、後期高齢者支援金等賦課額の改定案（3,000円→3,200円）、介護納付金賦課額の改定案（3,400円→3,500円）、平成25年度事業計画案、平成25年度歳入歳出予算案などが原案どおり可決承認された。



議長挨拶（要旨）

井川副議長

第72回通常組合会のご案内を差し上げましたところ大変お忙しいなか、全国各地よりご参集賜り心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は、平成25年度の事業計画案及び予算案等の重要議案の審議があり、報告事項では組合員の被保険者資格の確認調査など重要案件が提案されております。慎重審議と最後まで円滑な議事進行にご協力賜ります



井川副議長、羽田副議長

ようお願い申し上げます。

開会の辞（要旨） 恒石副理事長

今日は、第72回通常組合会のご案内を差し上げましたところ、全国より、先生方公私ともにご多忙のところご参集頂き有難うございました。

昨年の暮れには、第二次安倍内閣が誕生し、デフレ脱却に向けてのアベノミクスを掲げて、円安、株価の上昇という好景気に向かっている感じがしております。



恒石副理事長

しかし、私どもを取り巻く環境は厳しいものがあります。国庫補助の見直し、コンプライアンス体制の整備、国保組合に対する指導監督の強化という厳しい問題が多々ございます。今日は、議案書にありますように規約の一部改正案他6つの議案を提案しております。先生方のご協力により、スムーズに議事進行が行なわれますことを願ひ申し上げまして開会のご挨拶といたします。

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

天候不順が続いておりましたが、ようやく春の陽気となり、中野の桜も満開です。国保組合も順調に運営させて頂いておりますことにお礼申し上げます。

本日は第72回通常組合会に、公私ともに大変お忙しい中、全国各地よりご出席賜り有難うございます。

さて、本来ですと役員、議員の任期はこの3月の組合会で満了となり、本日の組合会で、



横山理事長

次期理事長の選任及び理事の承認を得る訳ですが、歯科医師会の公益法人改革に対応するために我々の任期も7月の組合会まで4カ月延長することになりましたので、宜しくご協力をお願い申し上げます。ただし、事業年度、会計年度につきましては、従来どおり4月に始まって3月までとなります。従いまして、4月からは平成25年度の事業、会計が執行することになりますので、宜しくご協力を頂きたいと思ひます。

本日の第72回組合会は、平成25年度事業計画案及び歳入歳出予算案についてご審議頂く重要な組合会でございます。又、報告事項では、組合員の被保険者資格の確認調査及び機構・制度の見直しの課題など重要案件がございますので、少し時間が掛かると思ひますが、ご協力をお願いします。

さて、外に目を向けますと、社会情勢も大きく変わってきております。その大きな話題の一つ目は政権交代で、安倍新政権は「金融緩和政策」「積極的な財政政策」「成長戦略」を3本柱とし、経済、財政の活性化に踏み出した。今朝の新聞によると、安倍内閣の支持率も70%を超えていると言う事です。円高を反転させた安倍政権の経済政策（アベノミクス）の効果は景気回復の兆しが見えてきているようです。我々組合にとってもプラスになってほしいものです。二つ目はTPP交渉参加問題で医療関係は、どんな方向に進むのか？ 保険外診療の行方は？ 混合診療の拡大か？ 更に外資系の病院が増えるのか？ 等が言わ

れており、今後わが国が誇る皆保険制度を揺さぶることになるのでは等の不安が残る。安倍首相は、「守るべきところは守って行く」と言う姿勢をとっているのです、期待したいと思っております。

このような世の中の変化とともに、国保組合を取り巻く環境も大きく変わってきております。本日の議案の平成25年度予算案で説明されますが、収入面では保険料収入が思うように伸びず苦しい状況になってきております。組合の収入源は、保険料収入と国庫補助です。その保険料収入の中の所得割賦課額が、診療報酬のプラス改定があってもその割に伸びてきません。その原因は、1種組合員の数が伸び悩んでいることにも一因があると思っております。

所得割賦課額は、現在は保険診療収入に賦課率をかけておりますが、診療収入は保険収入だけでなく自費収入もあります。所得の決め方に問題が出ており自費を含めた医業収入に改める時期が来ているように考えております。次期執行部で検討して頂く問題ではないかと思っております。

もう一つ、収入面で不安な事は、国庫補助(定率補助)見直しの問題です。まだ、法案が通っておらず、32%は維持されておりますので、当組合の平成25年度の予算案でも約42億円を計上させて頂いております。この約42億円は総予算の約23%を占めております。

定率補助の見直しは、後期高齢者医療制度の見直しの国保法の改正法案と抱き合わせて整理される事になっておりますが、厚労省のA案に対して民主党の行政刷新会議が出した定率補助0%を含んだB案となっているものです。この案は、所得の額により0%から32%までを5段階に分けるもので、当組合は、半分の16%になります。

現行32%と言いましても、組合員の中の組合特定被保険者の方々は13%ですので、実際には28%位しか頂いておりません。今後、この定率補助の削減が実施されると我々の組合の財政面に与える影響はかなり大きいと考え

ております。

一方、支出面では、一番大きいのが、国が決めて来る後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金という保険者間及び世代間の財政調整(支援)という形で徴収されるものです。これらの合計が年々1億円以上の伸びとなっております。平成25年度はこれまで大きな伸びを示していた前期高齢者納付金が対前年度比で6,200万円程マイナスとなり、ほっとしておりますが、この支援金、納付金も今後の組合財政を圧迫してくるのではないかと危惧しております。

もう一つは、療養給付費が、年々3%以上伸びている事です。最近では、レセプト1枚当り100万円以上のいわゆる高額医療費が増えてきております。月平均50件強でレセプト1枚当りも高額になってきています。これも療養給付費を上げている一つの原因と思っております。医療の高度化が進んでおり、医療費の伸びも当然とは思いますが、今後、適正受診等の対策を考える必要があると考えております。

次に、国保組合に対する指導監督の強化があります。その一環として、組合員の資格管理の徹底ということで、組合員の被保険者資格の確認調査を実施しなければならない事になりました。当組合は5月初旬に先生方のお手元に調査票等をお送りさせて頂きたいと思っておりますのでご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

資格確認調査は色々難しい問題もありますので、後ほど今井専務からわかりやすく説明がありますのでお聞きいただきたい。また、4月に開催予定の支部職員の事務研修会でも説明させて頂こうと思っております。

次に、コンプライアンスの徹底の問題があります。支部に法令遵守担当責任者を置くことや、支部の保健事業及び報酬等も理事会の承認だけでなく規則等を制定するように言われています。

このような、国保組合を取り巻く環境の変化に対して、組合として、組合運営の合理化、

効率化及び法令遵守体制の整備、法人改革等への対応として機構・制度の見直しを進めてきました。これらの見直しは、私は前金山理事長から引き継いだ事業の集大成として、報告させていただきます。その中で、中・長期的課題も幾つかありますので、次期執行部に引き継ぎたいと思っております。

次に、平成25年度の予算案は、平成24年度に引き続き厳しく、単年度収支で約7億円のマイナス予算を組んでおります。これは、平成24年度の決算剰余金約16億円を見込んでいた事と、総務費関係の見直し、節約してきた事を考え、医療給付保険料、いわゆる基礎賦課額の引き上げをしないで何とか予算を組むことが出来ました。しかし、後期高齢者支援金等賦課額は月額200円、介護納付金賦課額は月額100円の引き上げをさせていただきました。

そのような中で、私の任期の総まとめというような形で、見直した事項について報告し、あるいは議事で提案している案件につきましては、議決承認をお願いしたいと思っておりますので、最後までご協力賜りますようお願い申し上げます。又、「全国歯ニュース」を参考にして頂ければ幸いです。有難うございました。

■ 報告事項



今井専務理事

〔厚労省関係〕

1. 平成25年度国民健康保険助成費の概要
 定率補助は32%を維持される。療養給

付費補助金は、1人当り医療費は増加するが、被保険者4.8%減と組合特定被保険者の増加等により2.71%減。

〔栃木県関係〕

1. 全国歯に対する指導監督の実施方針
 平成29年度から東京事務所が主体的に支部の指導監督を行なう。
2. 平成24年度は、富山県、滋賀県、京都府、福井県の4支部及び東京事務所が指導監督が実施されたが、概ね適正に実施されている旨の評価であった。

〔全歯連関係〕

1. 平成25年3月19日、第4回理事会に引き続き第2回通常総会が開催され、平成25年度事業計画案、歳入歳出予算案等が原案通り可決承認された。

〔全国歯関係〕

1. 規則・規程の改正
 - ①規約施行規則の一部改正
 - ②選挙規則の一部改正
 - ③役員報酬・役員退職慰労金規程の一部改正
 - ④議長及び副議長記念品規程（新規）
 - ⑤支部役員規則の一部改正
 - ⑥職員就業規則の一部改正
 - ⑦職員給与規程の一部改正
 - ⑧保険料減免取扱規程の一部改正及び一部負担金の免除措置
 - ⑨平成25年度法令遵守のための実践計画の一部改正
 - ⑩役員報酬等委員会規程（廃止）
 - ⑪歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（新規）

2. 機構制度の見直しと課題

組合運営の合理化・効率化及び法令遵守体制の整備、法人改革への対応を目的に次の事項について見直した。

- ①役員・組合会議員の任期の見直し

歯科医師会の法人改革に対応するために、任期を選任の年の8月から起算して2年とした。

②役員等の定数の見直し

副理事長 5名→3名

監事 3名→2名、内1名を常務監事とする。

副議長 2名→1名

③役員報酬の見直し

現役員から役員報酬を約13%引き下げた。

④役員退職慰労金規程の見直し

規程に常務監事を規定した。

⑤組合会議長及び副議長記念品規程を定めた(新規)

⑥保険料賦課方法の見直し

・新規加入者の所得割賦課額は既加入者と異なる方法で徴収していたが、規約の規定に基づき徴収することとした。

・歯科医師会の会員である勤務医は、1種組合員の勤務医とし、所得割賦課額を徴収していたが、規約の規定に基づき勤務医は歯科医師会の会員か否かに拘らず2種組合員とした。

⑦事務局職員の勤務・給与の見直し

勤務体系及び給与体系の是正について、報酬・給与等審議会を設置して検討してきたが、平成25年度までに概ね達成できた。

⑧事務局の中・長期的な課題

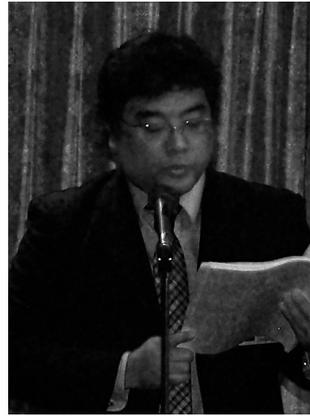
平成35年から7年間で、現在の主力職員が定年退職を迎える。中・長期的な事務局のあり方を検討する必要がある。

3. 組合員の被保険者資格の確認

確認調査を行なうことになった理由と「確認調査票」及び「確認書類」等について説明があり確認調査への協力をお願いした。

4. 第二期特定健康診査等実施計画(案)

第二期特定健康診査等の実施計画につ



圓谷次長



神田課長

いて、第二期最終年度(平成29年度)の実施率の目標値を特定健康診査70%、特定保健指導30%とした実施計画書(案)について報告があった。

5. 新基幹システム導入に係る進捗状況

開発経緯から開発することで改良される機能等が説明され、現在は順調に開発が進み、検証環境での作業が実施されていること等が報告された。

6. 日次発行被保険者証の支部における即日発行について

新基幹システム導入時の平成26年4月より、被保険者証の日次発行を各支部で即日発行を可能とすること及び被保険者証の材質をプラスチック合成紙へ変更するとの報告があった。

7. 平成24年度の除名処分

平成24年度の除名処分者は3名であった。

8. 平成24年度療養給付費・総医療費の状況

平成24年4月から平成25年1月までの療養給付費の対前年度比で2.65%の伸び。一時より落ち着いてきているが、市町村国保に比較して高い伸率で推移している。

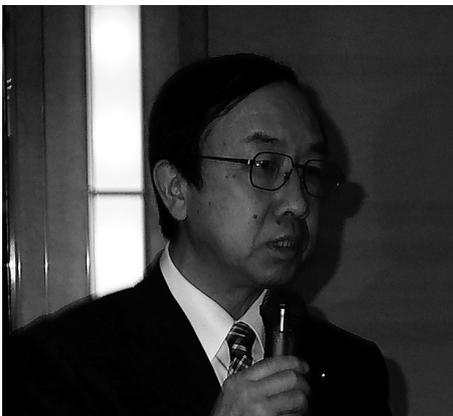
■事前質問 〔質疑応答の要旨〕

「組合員の資格確認調査」について（京都府支部 内藤春生議員）

Q 資格確認について判断が難しい場合、最終判断や責任はどこにあるか。

A 保険者つまり組合にあります。ただし、まず支部で判断して頂き、支部で判断が困難な場合は確認調査の状況を本部に挙げて頂き、相談、協議の上判断するようにしたい。

Q 役職の資格を判断する資料を本部で提示してもらいたい。



内藤議員

A 組合員の被保険者資格確認調査票に、確認書類の例示を添付します。例示した書類の他に、資格確認に有効と認められるものがある場合は、適宜活用して差し支えない。又、状況に応じて複数の確認方法や国保組合の職員による事業所への実地調査を組合せて実施することも考えられる。

Q 歯科医師会の役員について個人への委嘱状が必要なのか。役員名簿だけでよいか。

A 本人の申し出により作成された母体団体の証明等による確認方法はだめということですが、公式に発行している委嘱状や役員・委員名簿は確認書類になると思います。

Q 歯科医師会の役職には就いていないが、歯科健診を行っている場合は、資格を認めることはできるか。

A 判定基準の四号の⑤健診業務に携わる者がいますので、健診業務に携わっていることが、何らかの方法で確認できれば可能です。

Q 資格確認のための資料を提出して頂けない場合は、資格を喪失するのか。

A 確認書類を提出していただけないと言うだけで、直ちに資格喪失とすることはありません。まず、お電話等で提出をお願いすると同時に「調査を行なうことになった理由」等をご説明し、ご理解を得ることが大切とおっております。

その上で、厚労省のQ & Aにもありますように、止むを得ない事情により客観的な証拠書類の提出が困難な場合には、国保組合の職員による実地確認の復命により確認することも可能と考えております。また、「公的機関の発行する証明書類を基本としながらも、各国保組合が個々の実情に合わせて、会計検査院の検査や第三者への説明に対して合理的な説明ができるような確認書類や方法を決定して頂くべきと考える。」とあります。

確認書類の提出が困難な場合には、このQ & Aを最大限活用して、確認調査に当たっていただきますようお願いいたします。

Q 資料の提出はいつまで、待つことができるのか。

A 調査票の回答の締切は6月10日までとしております。しかし、これまで、調査を実施した組合、あるいは、実施中の組合の状況をお聞きしたところ、数カ月を要したところもあるようですので、最終締切については、調査開始後の状況を見ながら執行部で判断したいとおっております。

ただ、調査結果の報告を栃木県を経由して、12月末までに厚労省の国保係に提出しなければなりません。20支部の調査結果の集計を本部に上げていただき、本部で全体の集計を行います。

Q 本人と万一、連絡がとれない場合はどうするか。

A 通常、歯科医業又は歯科業務に従事していれば、1カ月以上連絡がとれないと言うことは考えにくいと思いますが、万一そのような場合は、連絡がとれない事情が各々違うと思いますので、各々の事情に応じた対応をお

願いし、支部だけの対応が困難な場合は、本部に上げていただき対応を考えたいと思います。

Q 無資格と判明した場合、何時の期日で資格喪失とするのか。その場合の通知の方法やその文章について本部で考えているものはありますか。

A あらゆる手立てを尽くしても、無資格加入者が判明した場合は、資格の是正が必要となります。具体的には「全国建設工事業国保組合の無資格加入者の資格喪失等の取り扱い」に準じて取り扱うことになるということです。

Q 資格確認調査は定期的に行なう考えなのか。そうならばどの位の間隔の予定か。

A 現時点では、2、3年に1回実施することになっておりますので、3年に1回を想定しております。

■ 議 事

第1号議案 規約の一部改正（案）について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、規約の一部改正（案）について趣旨説明があり、質疑応答の採決に入り全員挙手により可決承認された。

- (1) 第7条 組合員の範囲及び種類
- (2) 第18条 保険料の賦課額
- (3) 第30条 組合会議員の任期
- (4) 第37条 組合会議長・副議長
- (5) 第39条 役員の数
- (6) 第42条 副理事長
- (7) 第45条 役員の任期

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正（案）新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
<p>第1章 総 則 第1条～第6条 (略)</p> <p>第2章 組合員</p> <p>(組合員の範囲及び種類)</p> <p>第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第6条 (略)</p> <p>第2章 組合員</p> <p>(組合員の範囲及び種類)</p> <p>第7条 組合員は、<u>歯科医業又は歯科業務に従事する者</u>で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者</p>

現 行	改 正 (案)
<p>医療確保法」という。) 第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第15条 (略)</p> <p>第4章 保健事業 第16条～第17条 (略)</p> <p>第5章 保 険 料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額。</p>	<p>医療確保法」という。) 第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p><u>3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第15条 (略)</p> <p>第4章 保健事業 第16条～第17条 (略)</p> <p>第5章 保 険 料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額。</p>

現 行	改 正 (案)
<p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。</p> <p>(2) 月額7,000円（年額84,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）<u>月額3,000円（年額36,000円）</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）<u>月額3,400円（年額40,800円）</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額15,500円（年額186,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,000円（年額36,000円）</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,400円（年額40,800円）</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額8,000円（年額96,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,000円（年額36,000円）</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,400円（年額40,800円）</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、</p>	<p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。</p> <p>(2) 月額7,000円（年額84,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）<u>月額3,200円（年額38,400円）</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）<u>月額3,500円（年額42,000円）</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額15,500円（年額186,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,200円（年額38,400円）</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,500円（年額42,000円）</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額8,000円（年額96,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,200円（年額38,400円）</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,500円（年額42,000円）</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、</p>

現 行	改 正 (案)
<p>後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額5,000円(年額60,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,000円(年額36,000円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,400円(年額40,800円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 組合会</p> <p>第28条～第29条 (略)</p> <p>(組合会議員の任期)</p> <p>第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の4月1日から起算して2年とする。</p> <p>ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動が生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>第31条～第36条 (略)</p> <p>(組合会議長・副議長)</p> <p>第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。</p> <p>2. 副議長の定数は2名とする。</p> <p>3. 議長及び副議長の任期は組合会議員の任期による。</p> <p>第38条 (略)</p>	<p>後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額5,000円(年額60,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円(年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,500円(年額42,000円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 組合会</p> <p>第28条～第29条 (略)</p> <p>(組合会議員の任期)</p> <p>第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の8月1日から起算して2年とする。</p> <p>ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>第31条～第36条 (略)</p> <p>(組合会議長・副議長)</p> <p>第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。</p> <p>2. 副議長の定数は1名とする。</p> <p>3. 議長及び副議長の任期は組合会議員の任期による。</p> <p>第38条 (略)</p>

現 行	改 正 (案)
<p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p> <p>(役員の定数) 第39条 理事の定数は、26名以内とする。 2. 監事の定数は、<u>3名</u>とする。</p> <p>第40条～第41条 (略)</p> <p>(副理事長) 第42条 理事のうち<u>5名以内</u>を副理事長とし、理事がこれを互選する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決めた順位によりその職務を代行する。</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第45条 理事及び監事の任期は、<u>2年とする</u>。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。</p> <p>第46条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第67条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑 則</p> <p>第68条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 罰 則</p> <p>第69条～第73条 (略)</p>	<p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p> <p>(役員の定数) 第39条 理事の定数は、26名以内とする。 2. 監事の定数は、<u>2名</u>とする。 3. <u>監事のうち1名を常務監事とする</u>。</p> <p>第40条～第41条 (略)</p> <p>(副理事長) 第42条 理事のうち<u>3名以内</u>を副理事長とし、理事がこれを互選する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決めた順位によりその職務を代行する。</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第45条 理事及び監事の任期は、<u>選任の年の8月1日から起算して2年とする</u>。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。</p> <p>第46条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第67条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑 則</p> <p>第68条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 罰 則</p> <p>第69条～第73条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>この規約は、平成25年4月1日から施行する。</u> <u>(第7条の改定、第7条第3項の追加)</u> <u>(第18条後期高齢者支援金等賦課額</u></p>

現 行	改 正 (案)
	<p><u>及び介護納付金賦課額の改定)</u> <u>(第30条組合会議員の任期の改定)</u> <u>(第37条副議長の定数を改正)</u> <u>(第39条監事の定数の改正及び常務監事の設置)</u> <u>(第42条副理事長の定数の改正)</u> <u>(第45条役員の任期の改正)</u></p> <p><u>(組合会議員、理事及び監事の任期の延長に係る暫定措置)</u> 2. <u>任期が平成23年4月1日から起算して2年である組合会議員、理事及び監事の任期を平成25年7月31日まで延長する。</u></p>

第2号議案 役員退職慰労金積立金の処分について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、任期満了に伴う役員退職慰労金の支給に充てるために、役員退職慰労金積立金を処分することについて、趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成24年度役員退職慰労金支給額
16,260,000円

第3号議案 職員退職手当積立金の処分について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、職員の退職に伴う退職手当の支給に充てるために、職員退職手当積立金の一部を処分することについて趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

平成24年度職員退職手当支給額
1,467,773円
(内、924,503円は平成23年度支給分を含む)

第4号議案 国保基幹システム等準備積立金の処分について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、新基幹システムの導入に係る平成24年度作業分の経費の支払に充てるため、国保基幹システム等準備積立金の一部を処分することについて趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

平成24年度新基幹システムの導入に係る経費の支払額
143,110,072円 (平成23年度支払分を含む)

1.新基幹システムの導入に係る支払計画

項目	金額	支払先	備考
(1) 平成 23 年度分			
①システム開発費	55,440,000	日立製作所	・仕様分析及び設計 ※平成 23 年度作業分で、23 年度の支払分として処理すべきところを 24 年度の支払分として処理（平成 24 年 4 月に支払済）
平成 23 年度分合計	55,440,000		
(2) 平成 24 年度分			
①システム開発費	69,300,000	日立製作所	・プログラム及びテスト
②システム開発費	1,890,000	日立製作所	・被保険者証随時発行機能開発費
③ハードウェア・ソフトウェア等調達費	8,990,002	日立製作所	・検証環境のサーバ等のリース料 ・端末機器等購入費 ・検証環境、支部端末等の導入経費 ・データセンタ使用料 ・ハード・ソフト保守経費
	365,820	NTT 東日本	・ネットワーク回線契約料（検証環境） ・ネットワーク機器購入費、工事費 （検証環境 データセンタ・東京事務所・新潟県支部） ・ネットワーク回線使用料
④データ移行作業経費	7,124,250	UBS	・システム開発料金 データ移行作業等
平成 24 年度分合計	87,670,072		
平成 24 年度支払合計額	143,110,072		

項目	金額	支払先	備考
(3) 平成 25 年度分			
①システム開発費	67,410,000	日立製作所	・導入作業、テスト、マニュアル、研修等
②ハードウェア・ソフトウェア等調達費	35,677,539	日立製作所	・検証環境及び本番環境のサーバ等のリース料 ・端末機器等購入費 ・本番環境、支部端末等の導入経費 ・データセンタ使用料 ・ハード・ソフト保守経費
	5,258,820	NTT 東日本 NTT 西日本	・ネットワーク回線契約料（本番環境 NTT 東日本・NTT 西日本） ・ネットワーク機器購入費、工事費（本番環境） ・ネットワーク回線使用料
③システム解体費	477,750	UBS	・導入サービス料金 Etrance システム解体及び引取作業等
④データ移行作業経費	7,946,400	UBS	・システム開発料金 データ移行作業等
平成 25 年度支払合計額	116,770,509		

総 合 計	259,880,581		・新基幹システム導入に係る総経費
-------	-------------	--	------------------

2.国保基幹システム等準備積立金の処分計画

1. 国保基幹システム等準備積立金

項 目	金 額	備 考
(1) 国保基幹システム等準備積立金		
平成 23 年度積立金	100,000,000	
平成 24 年度積立金	100,000,000	
準備積立金合計	200,000,000	

2. 準備積立金の収支計算書

項 目	金 額	備 考
(2) 国保基幹システム等準備積立金の処分		
平成 24 年度支払合計額	143,110,072	平成 23 年度作業分 55,440,000 円を含む
平成 24 年度積立金の処分額	143,110,072	
平成 24 年度繰越収支差額	56,889,928	
平成 25 年度支払額	116,770,509	
平成 25 年度積立金の処分額	56,889,928	
平成 25 年度繰越収支額	▲59,880,581	
国保基幹システム等準備積立金収支差額	▲59,880,581	平成 25 年度の予算措置で対応

【註記】

- 平成 25 年度支払見込額の国保基幹システム等準備積立金の不足見込額 59,880,581 円は、平成 25 年度の単年度予算措置により対応する。
- 積立金は、新基幹システム導入終了時に 0 にする必要があるため、新基幹システム導入最終年度に準備積立金の不足分を単年度の予算措置で対応することは当初計画。

第5号議案 平成25年度事業計画（案） について議決を求める件 今井専務理事

平成25年度事業計画について、次のとおり趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により議決承認された。

I. 概況

毎年事業計画を策定する度に、我が国の首相が代わっているという政治の混迷が続いている。

厚生労働省は、国保組合に対する補助見直しを盛り込んだ国保法改正案を後期高齢者医療制度の廃止法案とともに、一昨年から国会に提出する方向で調整してきたが、民主党の高齢者医療制度改革に反対意見が多く、国保組合の定率補助見直し法案も提出できない状

況が今も続いており、厚生労働省は平成25年度概算要求で現行の32%を計上した。

この問題は昨年、自民、公明、民主の合意に基づき社会保障と税の一体改革の中で検討することとし、社会保障制度改革については、有識者らによる社会保障制度改革国民会議を設置し、8月までに結論を得て必要な法整備を実施するとしている。

しかし、自民、公明両党は年金及び医療に関しては現行制度を基本とした見直しを図るとしているのに対して、民主党は最低保障年金を柱とした新年金制度の創設や後期高齢者医療制度の廃止を主張しており、結論が得られるかは不透明の状態が相変わらず続いている。

また、厚生労働省は70歳～74歳の一部負担については、世代間の公平を図る観点から法律に定められた2割負担の実施をめざしてい

たが、平成25年度も引き続き予算措置で1割負担に据え置くとした。

「高額療養費の年間上限導入」の厚生労働省案は、70歳未満の一般所得者の年間上限を約64万円とするなど、長期に高額な医療費がかかる患者の負担軽減を図るものである。これについて社会保障審議会医療保険部会は、上限設定の給付への影響額が100億円に対して、システム改修費が数百億円かかることが分かり、事業効果が少ないので、もっと抜本的に見なおした上で実施すべきとした。

そもそも、高額医療の長期患者の負担軽減等を図る「高額療養費制度の拡充」は、受診時の100円負担で得られる財源を充てる「受診時定額負担制度」が厚生労働省案であったが、民主党などの強い反対で社会保障・税の一体改革素案から削除した経緯がある。

平成21年に国民の大きな期待を担って民主党政権が誕生したが、政治情勢は安定することなく、昨年12月には自民党の安倍政権に代わり、3年余の間に4人の首相が誕生するなど政治的混迷が続いている。

法改正を要しない国庫補助の削減が実施され、国保組合の財政運営が厳しさを増す中、更に定率補助の見直しが議論されている。支援金・納付金が組合の療養給付費など組合の経費を大きく上回る割合で増加し続けている状況の中での組合運営となっている。

II. 事業運営の基本方針

高齢者医療制度の見直しが頓挫し、医療保険制度を取り巻く環境が不透明の中、国保組合は、国庫補助制度の見直し及び法令遵守体制の整備並びに指導監督の強化等々大きな転換期を迎えている。

当組合も組合運営の合理化・効率化の推進及び具体的な法令遵守体制の整備並びに法人改革に対して的確な対応を実施する。

その上で、組合方式による保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管

理を推進する保健事業を実施して行く。

1. 役員及び組合会議員等の任期の見直し
 歯科医師会が法人改革に伴う新法人移行後の役員任期は決算終了までとなり6月から起算して2年となるのが多い。
 当組合も円滑な事業運営のために役員等の任期を改選の年の8月1日から起算して2年とする。
2. 役員及び副議長の定数の見直し
 組合運営の合理化及び効率化を図るために、役員等の定数の見直しを実施する。
3. 役員報酬及び議長・副議長の記念品の見直し
 平成21年度から職員の勤務・給与の是正の実施及び組合の厳しい財政状況を踏まえ役員報酬並びに議長・副議長の記念品を見直す。
4. 組合員資格の適正な取り扱い
 全国建設工事業国保組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に対する厚生労働省の指導監督の強化及び会計検査院の实地検査が実施された。
 厚生労働省は、同種の事業又は業務に従事する者の判定基準を策定の上、2～3年に1回以上定期的な確認を実施し、厚生労働省に報告することとした。
 当組合は、平成25年3月までに規約改正及び判定基準等を制定し、5月に組合員の資格等の確認を実施する。
5. 事務局の課題の対応
 当組合の平成23年採用の2名を除いて、職員の年令構成は7歳の差の間に7人がいる。そして約10年後に定年退職が始まり7年間で7名全員が退職する。
 組合の円滑な事業継続のためには、職員の補充等の対応を講ずる必要がある。
6. 栃木県による指導監督の実施方針の見直し
 国保組合は、無資格問題を契機に、より一層の内部統制に向けた取り組みや事務処理の適正化がもとめられている。

そのために①組合自身による管理体制の確立、②本部の支部に対する指導監督機能の強化が必要である。

支部に対する指導監督は、平成24年度から5年間で、20支部を栃木県と東京事務所の共同検査を実施し、平成29年度からは、東京事務所が主体的に実施する。

栃木県の東京事務所に対する指導監督の際に、東京事務所の支部に対する指導監督の内容を確認する。

7. 新基幹システムの導入

新基幹システムの導入に向けた作業を平成23年度から実施している。平成24年度には一部検証環境が稼働しており、平成26年度の本稼働に向けて作業を進める。

ア. 月額 32,500円（年額390,000円）

イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。

ウ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）に直近の確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。

ただし、変更申請は当該年度の6月末までの1年度1回とする。

(2)均等割賦課額(1人当たり)

種 別	賦課額 (月額)
1種組合員	7,000円
1種組合員の家族	5,000円
2種組合員	15,500円
2種組合員の家族	5,000円
3種組合員	8,000円
3種組合員の家族	5,000円
後期高齢者組合員の家族	5,000円

※基礎賦課額には、前期高齢者納付金1人当たり2,365円が含まれる。

Ⅲ. 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1)所得割賦課額 (1種組合員に賦課)

① 保険診療者

ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額

イ. 医療法人は、各医療機関ごとに前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額

ウ. 上限賦課額 月額 32,500円 (年額 390,000円)

エ. 下限賦課額 月額 4月 1,900円、5月～3月 1,600円 (年額 19,500円)

オ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の世帯に属する夫婦・親子である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除する。

② 非保険診療者 (矯正標榜者・医療法人を含む)

二 後期高齢者支援金等賦課額

種 別	賦課額 (月額)
組合員及び組合員の世帯員	1人当たり 3,200円 (年額38,400円)

三 介護納付金賦課額

種 別	賦課額 (月額)
組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者	1人当たり 3,500円 (年額42,000円)

四 後期高齢者賦課額

種 別	賦課額 (月額)
後期高齢者組合員	1人当たり 5,000円 (年額60,000円)

2. 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

一 基礎賦課額 (均等割)	1人当たり 月額5,000円
二 後期高齢者支援金等賦課額	1人当たり 月額3,200円

3. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	7割
2. 家族	7割
3. 義務教育就学前まで	8割
4. 前期高齢者 (70歳~74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割 ※ 8割

※ 「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置」により平成26年3月31日まで給付割合を9割に据置かれる。

(2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

(3) 高額療養費の支給

・同一被保険者が同一月内に、同一医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

・入院及び外来に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額に止めることとする。

・また、保険薬局及び指定訪問看護事業者についても同様の取扱を受けることができる。

高額療養費の自己負担限度額

年齢層	所得層	自己負担限度額 (1ヵ月当たり)	
70歳未満	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円 + 〈総医療費 - 500,000円〉 × 1% (83,400円)	
	一般	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)	
70歳以上 75歳未満	所得層	外 来	自己負担限度額 (1ヵ月当たり)
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)
	一般 ※2	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者	II	8,000円
I (年金収入80万円以下)		8,000円	15,000円

【注】

- ※1 ()内は、多数該当(過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合
- ※2 高齢者医療に係る凍結措置
 高齢者医療に係る「凍結措置」により平成26年3月まで下記のとおり凍結が継続される。
 外来 24,600円 → 12,000円
 入院 62,100円 → 44,400円
- ※3 75歳到達月における自己負担限度額の特例
 75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担

限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

		医療保険+介護保険(年額) (70歳~75歳未満)	医療保険+介護保険(年額) (70歳未満を含む)
現役並所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

1児につき	420,000円
-------	----------

【注】

産科医療補償制度に加入する医療機関等(加入分娩機関)において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付する。

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種別	金額
1種組合員	200,000円
2種組合員	100,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	50,000円
後期高齢者組合員の家族	50,000円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。

① 診療費

やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関に受診したものの診療費（薬剤費、海外療養費を含む）

② 補装具

治療用装具（補装具、弾性着衣、小児弱視の眼鏡など）

③ 柔道整復師

柔道整復師の施術

④ あん摩・マッサージ

あん摩師・マッサージ師の施術

⑤ はり・きゅう

はり師・きゅう師の施術

⑥ その他

上記の療養費に該当しない療養費（看護、生血等）

(8) 移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給する。

(9) 傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。

種 別	金 額
1種組合員1日につき	4,000円
2種組合員1日につき	1,500円
3種組合員1日につき	1,500円

4. 保健事業

(1) 保健事業費の交付

種 別	金 額
定額交付分 (1支部当たり)	1,550,000円
被保険者割交付分 (被保険者1人当たり)	440円

(2) 節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

節目健診の対象者は、次のとおりとする。

① 1種組合員・2種組合員

1種組合員及び2種組合員のうち、平成25年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

② 1種組合員の配偶者

①に該当した1種組合員の配偶者。なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。

③ 3種組合員

3種組合員のうち、平成25年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

(3) インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり2,000円を限度に補助する。

(4) 特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。

② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。

③ 費用は次のとおりとする。

基本項目 自己負担 0割
詳細項目 自己負担 0割

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。
- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。

動機付け支援	自己負担	0割
積極的支援	自己負担	0割

(5) 資金貸付事業

- ① 高額療養費資金貸付事業
被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。
- ② 出産費資金貸付事業
被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(6) 医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(7) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、平成20年度から実施された、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導が義務化されることに伴い、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

(8) 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行なう。

- ① 傷病見舞金の支給
後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内の90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している者

は、その支給期間を含める。）を限度とする。

後期高齢者組合員 1日につき	4,000円
-------------------	--------

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

6. 広報活動の実践

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

IV. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しにより、実施されると段階的に引き下げられるなど当組合の事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

V. 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び現在進めている新基幹システムへの対応等、又栃木県から事務処理の適正化を求められていることを踏まえ適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

(2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精

通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

Ⅵ. 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第6号議案 平成25年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長



鈴木副理事長

鈴木副理事長より、平成25年度歳入歳出予算(案)について次のように趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

(歳入)

歳入の65%強を占める国民健康保険料は、支援金・納付金等の伸びにより、後期高齢者支援金等賦課額は200円増、月額3,200円及び介護納付金賦課額は100円増、月額3,500円の改定をすることとなり、保険料全体で前年度の11,423,803千円から1.2%増(137,098千円増)の11,560,901千円計上した。

国庫支出金は、前年度の4,105,323千円から2.29%増(93,834千円増)の4,199,157千円を計上した。

繰入金については、前年度の20,802千円から45,055千円増の65,857千円を計上した。平成24年度は役員退職慰労金積立金繰入金で役員改選年度で、前年度と比較して12,580千円減の2,920千円を計上した。

職員退職手当積立金繰入金については5,745千円を計上した。

また、平成26年度からの本稼働を目指して開発中の国保新基幹システムについては、国保基幹システム等準備積立金繰入金として新たに56,889千円を計上した。

繰越金については、前年度の1,700,000千円から2.94%減(50,000千円減)の1,650,000千円を計上した。

歳入全体では対前年度233,209千円増の17,603,377千円を計上した。

(歳出)

総務費は、前年度の623,233千円から7.04%増(43,881千円増)の667,114千円計上した。

保険給付費は、前年度の7,666,442千円から2.96%増(226,744千円増)の7,893,186千円を計上した。

後期高齢者支援金は、前年度の3,340,681千円から4.03%増(134,538千円増)の3,475,219千円計上した。

前期高齢者納付金は、前年度の2,964,205千円から2.34%減(62,931千円減)の2,631,274千円を計上した。

介護納付金は、前年度の1,415,499千円から3.24%増(45,801千円増)の1,461,300千円を計上した。

後期高齢者支援金等は3,475,465千円、前期高齢者納付金等は2,631,513千円、介護納付金は1,461,300千円で歳出全体の42.99%を計上した。

保健事業費は、前年度の313,828千円から9.16%減(28,749千円減)の285,079千円計上した。

積立金の、特別積立金及び給付費等支払準備金については、法定額を下回ると見込まれるため、特別積立金に42,696千円、給付費等支払準備金に34,114千円の合計76,810千円を法定積立金として積み立てる。

積立金全体で101,718千円を計上した。

歳出全体では対前年度233,209千円増の

17,603,377千円を計上した。

(総括)

平成25年度歳入歳出予算は、17,603,377千円となり、前年度より1.34%増、233,209千円上回る予算となった。

全国歯科医師国民健康保険組合 平成25年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	11,560,901	11,423,803	137,098
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	4,199,157	4,105,323	93,834
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 共同事業交付金	107,380	106,200	1,180
6. 財産収入	12,127	12,609	▲ 482
7. 繰入金	65,857	20,802	45,055
8. 繰越金	1,650,000	1,700,000	▲ 50,000
9. 諸収入	7,952	1,428	6,524
歳入合計	17,603,377	17,370,168	233,209

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	17,507	17,400	107
2. 総務費	667,114	623,233	43,881
3. 保険給付費	7,893,186	7,666,442	226,744
4. 後期高齢者支援金等	3,475,465	3,340,929	134,536
5. 前期高齢者納付金等	2,631,513	2,694,446	▲ 62,933
6. 老人保健拠出金	123	1,545	▲ 1,422
7. 介護納付金	1,461,300	1,415,499	45,801
8. 共同事業拠出金	170,186	179,398	▲ 9,212
9. 保健事業費	285,079	313,828	▲ 28,749
10. 積立金	101,718	378,696	▲ 276,978
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	900,185	738,751	161,434
歳出合計	17,603,377	17,370,168	233,209

全国歯科医師国民健康保険組合 平成25年度 歳入歳出予算書

歳 入

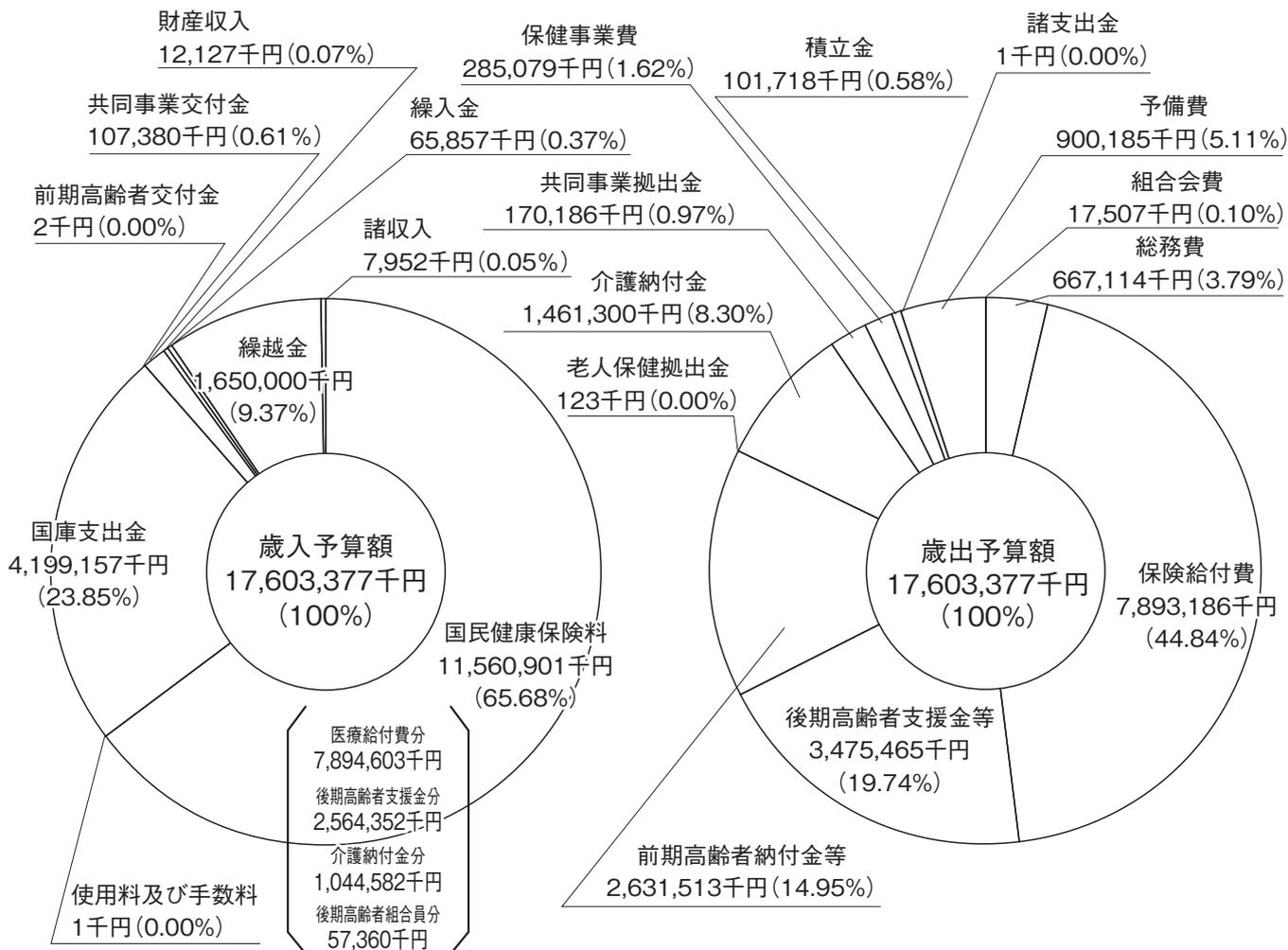
(単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		11,560,901
	1. 国民健康保険料	11,560,901
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		4,199,157
	1. 国庫負担金	35,748
	2. 国庫補助金	4,163,409
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 共同事業交付金		107,380
	1. 共同事業交付金	107,380
6. 財産収入		12,127
	1. 財産運用収入	12,127
7. 繰入金		65,857
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	300
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	2,920
	6. 職員退職手当積立金繰入金	5,745
	7. 国保基幹システム等準備積立金繰入金	56,889
8. 繰越金		1,650,000
	1. 繰越金	1,650,000
9. 諸収入		7,952
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	1,091
	4. 雑収入	6,859
歳 入 合 計		17,603,377

歳 出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		17,507
	1. 組合会費	17,507
2. 総務費		667,114
	1. 総務管理費	667,113
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		7,893,186
	1. 療養諸費	6,941,593
	2. 高額療養費	571,979
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	321,041
	5. 葬祭費	10,850
	6. 傷病手当金	46,723
4. 後期高齢者支援金等		3,475,465
	1. 後期高齢者支援金等	3,475,465
5. 前期高齢者納付金等		2,631,513
	1. 前期高齢者納付金等	2,631,513
6. 老人保健拠出金		123
	1. 老人保健拠出金	123
7. 介護納付金		1,461,300
	1. 介護納付金	1,461,300
8. 共同事業拠出金等		170,186
	1. 共同事業拠出金	153,714
	2. 共同事業負担金	16,472
9. 保健事業費		285,079
	1. 特定健康診査等事業費	31,552
	2. 保健事業費	253,527
10. 積立金		101,718
	1. 積立金	101,718
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		900,185
	1. 予備費	900,185
歳 出 合 計		17,603,377

平成25年度 歳入歳出予算に占める各款別構成割合

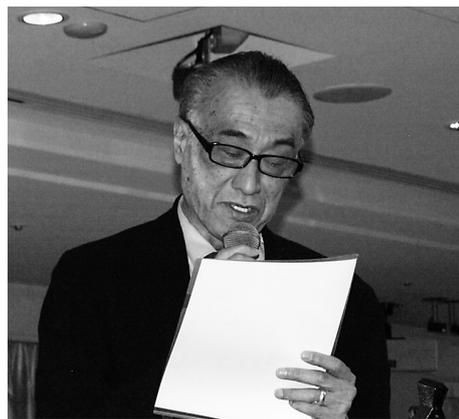


叙勲受章者に対する記念品の贈呈

三塚常務理事より、平成24年秋の叙勲で、保健衛生功勞により旭日双光章を受章された長谷川勝組合会議員（福井県支部長）の紹介があり、引き続き横山理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



記念品贈呈される長谷川議員



三塚常務理事

〔長谷川先生の挨拶の要旨〕

ただ今は、私の叙勲受章にあたり記念品をいただきまして有難うございました。私は、特別何かをしていただいたのではありません。私は35歳の時から今だに役職をしております

す。いわば、会員、組合員を代表していただいたようなものです。

体調は、まだ食事をするのが少し不都合なところがありますが、それでも意外と健康でございます。

今の私でお役に立つことができますれば、お手伝いをしたいと思っております。どうぞ今後とも宜しくお願い申し上げます。

今日は本当に有難うございました。心よりお礼を申し上げ挨拶いたします。

長さん有難うございました。25年度の予算は大変厳しいものでございます。3億円の赤字ということですが、それがどれ程回復するかは、鈴木副理事長の説明のとおりです。来年度は更に厳しくなると言うことですので、国保組合も益々改革が必要となると思っております。先生方の貴重なご意見を頂きながら、乗り切りたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会のご挨拶いたします。

閉会の辞

尾上副理事長

第72回通常組合会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、多数ご出席いただきまして、有難うございました。又、長谷川先生には、ご受章誠におめでとうございます。

会議をスムーズに運営して頂きました両議



尾上副理事長

全国歯科医師国民健康保険組合平成25年度会議開催予定表
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

年	月	日(曜)	会議名	時 間	場 所	
25年	4月	19日(金)	職員事務研修会	19日	13:00～17:00	アワーズイン阪急大井町 品川区大井1-50-5
		～20日(土)		20日	9:00～12:00	
	5月	22日(水)	第1回常務会		13:00	東京事務所
	6月	18日(火)	第1回監事会		14:00	東京事務所
		19日(水)	第1回理事会		13:00	中野サンプラザ
	7月	24日(水)	第1回議長団打合せ		9:30	中野サンプラザ
			第2回常務会		10:30	中野サンプラザ
			第73回通常組合会		12:00	中野サンプラザ
	8月	1日(木)	第2回理事会		13:00	中野サンプラザ
			第3回常務会		14:00	中野サンプラザ
	28日(水)	東京事務所事務研修会	(理事会終了後)	10:00	東京事務所	
9月						
10月	16日(水)	第4回常務会		13:00	東京事務所	
11月	13日(水)	第5回常務会		11:00	中野サンプラザ	
		第3回理事会		13:00	中野サンプラザ	
12月	13日(金) ～14日(土)	新基幹システム研修会		未定	日立製作所関係施設 ※詳細未定	
26年	1月					
	2月	19日(水)	第6回常務会		13:00	東京事務所
		25日(火)	第2回監事会		14:00	東京事務所
		26日(水)	第4回理事会		13:00	中野サンプラザ
	3月	26日(水)	第7回常務会		11:00	中野サンプラザ
第2回議長団打合せ 第74回通常組合会				12:00 13:00	中野サンプラザ 中野サンプラザ	

叙勲受章者紹介

は せ が わ ま さ る
長 谷 川 勝 先生

(昭和16年6月5日生)

【受章種別】 旭日双光章

【功劳種別】 保健衛生功劳

【表彰歴】

- 平成 5年 9月 日本歯科医師会会長表彰 (歯科界発展功劳)
- 平成 5年11月 日本歯科医師会会長表彰 (地域歯科医療功劳)
- 平成10年11月 厚生労働大臣表彰 (歯科保健事業功劳)
- 平成14年 2月 福井県知事表彰 (県政厚労)
- 平成15年 9月 日本歯科医師会会員有功章

【略 歴】

・ 県歯科医師会関係

- 昭和52年 4月 1日～昭和60年 3月31日 福井県歯科医師会理事
- 昭和60年 4月 1日～平成 7年 9月30日 福井県歯科医師会常務理事
- 平成 7年10月 1日～平成12年 3月31日 福井県歯科医師会専務理事
- 平成12年 4月 1日～平成15年 3月31日 福井県歯科医師会副会長

・ 全国歯科医師国民健康保険組合連合会関係

- 平成 6年 4月 1日～平成14年 3月31日 全歯連理事
- 平成14年 4月 1日～平成16年 3月31日 全歯連常務理事

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

- 昭和60年 4月 1日～現在 組合会議員

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

- 昭和60年 4月 1日～平成 8年 3月31日 福井県支部常務理事
- 平成 8年 4月 1日～平成20年 3月31日 福井県支部副支部長
- 平成20年 4月 1日～現在 福井県支部支部長



お知らせ

平成 25 年 8 月は被保険者証の更新です

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成 25 年7月 31 日までです。
 ただし、75 歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日までが有効期限です。8月交付の被保険者証の色は、クリーム色になります。

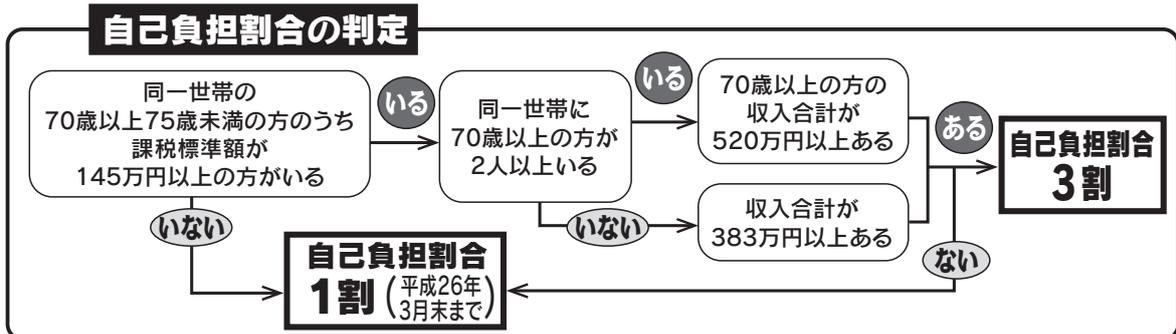
〈表面〉	〈裏面〉
有効期限 平成27年 7月31日 国民健康保険 被保険者証 (本人) 記号 全歯 01 番号 1234567 カナ氏名 ゼンシ タロウ 氏名 全歯 太郎 性別 男 生年月日 昭和37年 5月 5日 資格取得年月日 平成10年 4月 1日 交付年月日 平成23年 8月 1日 保険者番号 093013 全国歯科医師国民健康保険組合 支部名 栃木県支部 支部所在地 栃木県宇都宮市 支部電話番号 XXX-XXX-XXXX 1234567	注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。 住所 <input type="text"/> 備考 <input type="text"/> ※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1. から3. までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 (特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※お受け取りの際は、被保険者証の記載事項をご確認ください。

高齢受給者証の更新

70 歳～74 歳の方は、被保険者証とは別に本組合の各支部より、高齢受給者証が発行されます。なお、更新（発行）に関しては、該当の方へお知らせを送付しますので、平成 24 年分の課税標準額（課税総所得）が分かる書類の提出をお願いします。

高齢受給者証の有効期限は、被保険者証と異り1年間です。
 75 歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。



お知らせ

組合員の資格確認調査について

平成25年5月初旬より診療所等へ送付させていただく組合員の皆様の当国保組合への加入資格について、調査票へのご記入及び資格確認書類のご用意等、大変ご面倒をおかけしますが、当国保組合が、この資格調査を行うこととなった経緯につきまして、ご理解いただき何卒ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、調査票及び確認書類の提出期限は、平成25年6月10日（月）までとなっておりますので、調査票等と同封の返信用封筒（レターパック）にて2種組合員、3種組合員が加入している場合はとりまとめの上、ご返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

資格確認実施の経緯

全国建設工事業国保組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に対する会計検査院の実施検査により、多くの無資格加入者が指摘されました。

会計検査院から厚生労働大臣に対して、組合員資格の適正化を図るため、全ての国保組合に対して組合員資格の調査・確認を行わせ、その結果を厚生労働省に報告させるよう処置要求がありました。

これを受けて、厚生労働省は国保組合に対して従事者の判定基準を定め、加入後の組合員資格について、判定基準に基づいて2、3年に1回定期的に確認を行なうこととしました。

全国歯報 No.72
2013年4月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 横山 靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「東京駅舎」

2007年5月から約6年5ヵ月間の保存・復原工事を終え、約100年前の東京駅舎の姿が再現されましたので行って来ました。

撮影者：田邊 千浩